



事務連絡
平成19年4月18日

各都道府県衛生主管部（局）
薬務主管課 御中

厚生労働省医薬食品局審査管理課

エンドトキシン100標準品の取扱いについて

平成16年3月26日付け薬食審査発第0326018号厚生労働省医薬食品局審査管理課長通知「国立医薬品食品衛生研究所標準品（医薬品等試験用標準品）の取扱いについて」の記2において、日本薬局方標準品については財団法人日本公定書協会が製造・頒布を行う旨示したところであるが、今般、これらのうち、エンドトキシン100標準品の製造・頒布を行う事ができなくなったため、本標準品を使用して医薬品の品質管理を行っていた場合にあっては、当分の間エンドトキシン10000標準品を使用するよう、御了知の上、貴管下関係業者に周知方よろしく御配慮願いたい。

なお、財団法人日本公定書協会あて別添のとおり、平成19年4月18日付け厚生労働省医薬食品局審査管理課事務連絡「日本薬局方標準品について」を発出していることを申し添える。